0

平成28年度 地方分権改革に関する提案募集 平成28年7月12日 账 世 以 틟

# 幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化

認定こども園に整備する園庭は、原則として、同一敷地内でなければならず、必要とされる面積も法により「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積基準が求められている。
整備用地が少ない都市部では、空き地

整備用地が少ない都市部では、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、施設整備における 計画変更を余儀なくされた事例もある。

盟

【せきれい保育園(兵庫県加古川市)の事例】

O園児数:140人(3歳児以上·3学級)

つつR土山駅から約400行

○必要な園庭面積:約470m

**○園庭面積確保:不可(350㎡**)

〇代替地(近隣公園)の確保:不可

ഈ

支

(園から200な以上離れており、園児の安全確保や常時活用の困難さから利用不可)

<u>◎代替策として「屋上園庭」を追加で整備(計画変更)</u> (地上350㎡+屋上140㎡=490㎡)

#53C

古書 ディスコ

見直し

帽

認定こども園における園庭の位置や面積について、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」を「参酌すべき基準」に見直し、地域の実情に応じて規定できるようにする。

쌔

No.

松果

**−億総活躍社会の実現に向け、国全体で保育の受け皿の拡大に取り組む必要がある中、駅に近く、** 利便性の高い地域での認定こども園の整備が必要になる。園庭の設置場所に係る要件が緩和され 利用者にとってより利便性の高い地域での認定こども園の整備が可能になる。

### 幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準

## O就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

### 第13条第2項

都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い 定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

- 7 (器)
- 2 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項で あって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

## 〇幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

### 第6条

幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 1~6 (器)
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする(1)次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
- 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

面積(㎡)	330+30×(学級数-1)	400+80×(学級数-3)
学級数	2学級以下	3学級以上

- 3.3㎡×満3歳以上の園児数
- 満3歳未満の園児数 歲以上、 3.3m × 湖 2 (N)

### 【同基準の運用上の取り扱いについて】

- 3 園舎、園庭及び設備について
- 等)については、園児の安全な移動や利用、 隣接する位置に設けられる代替地(公園 〇代替地について

日常利用等の要件を満たす場合に限り活

- 〇屋上園庭について 用可能
- 定の要件のもとで面積への算入が可能

### 兵庫県内市町別認定こども園設置状況

市町別認定こども園設置状況(類型・設置者別)

20   本 校		公立 2 学校法人	幼稚園型	献							H	14 15 0						
学校	- G 4 0 E 0 G - Z Z					₹-	保育所	融			世征	5.5.7.6.1.8.2.1.6.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1			ⅆ		+	
1 4 4 6 <td>- 8 4 0 8 0 5 1 2 2</td> <td></td> <td>社会福祉法人</td> <td><b>か</b>6 街</td> <td><b>七</b></td> <td>学校法人</td> <td>社会福祉法人</td> <td>46句</td> <td><b></b></td> <td><b>44</b></td> <td>学校法人</td> <td>社会福祉法人子の他</td> <td>六本</td> <td><b>44</b></td> <td>学校法人</td> <td>社会福祉法人</td> <td><b>か</b>6 街</td> <td><b>수</b> #</td>	- 8 4 0 8 0 5 1 2 2		社会福祉法人	<b>か</b> 6 街	<b>七</b>	学校法人	社会福祉法人	46句	<b></b>	<b>44</b>	学校法人	社会福祉法人子の他	六本	<b>44</b>	学校法人	社会福祉法人	<b>か</b> 6 街	<b>수</b> #
4 0 0 0 - 0 4	0 4 0 8 0 0 - 2 2	16			16				0				0	0	30	67	0	97
2 8 - 2 4 4	4 0 8 0 2 1 2 2	9			9				0				0	0	10	1	0	11
2 8 - 2 - 1 4 - 4 2	N	2			2				0				0	0	2	4	0	9
2 8 - 2 - 4 - 4 - 2 - 2	8 0 8 - 8 0	1			1				0				0	0	1	0	0	1
ε - 2 - 4 - 4 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	0 0 - 0 0	-			-				0				0	٦	3	0	0	4
ε - α   -   4     α	0 0 - 0	1			8				0				0	-	2	0	0	Э
- 0 4	- 0 0				0			٦	-				0	0	3	2	-	9
2 - 1 4 4 2	0 0	7			7				0				0	0	8	0	0	8
4	2				0				0				0		2	0	0	2
4					0				0				0	-	0	-	0	2
4	7				0		4		4				0	0	0	-	0	11
4	10				0				0				0	4	0	9	0	10
4	2				0				0				0		0	2	0	2
- 4	12	0			0				0				0	-	-	10	0	12
4	3				0		2		2				0		1	3	0	5
4	8	1			1				0				0	4	0	2	0	6
4	3				0				0				0		0	ε	0	3
	33	9			9		7	1	8			_	9 9	7	10	29	7	53
	9				0				0				0	4	0	2	0	9
	1	1			1		0		0				0	0	1	1	0	2
0	6				0				0				0		0	9	0	9
0	0	1			1				0				0	0	1	0	0	1
7	2				0				0				0	0	0	2	0	2
	0				0		2		2				0		0	2	0	2
	0				0		1		1				0	0	0	1	0	1
6 1 5	12				0				0				0	9	1	2	0	12
8 3	1 1				0				0				0	8	0	3	0	11
7 1	8				0		1		1				0		0	2	0	9
3	3				0			Ţ	1				0	3	0	0	1	4
	0				0				0	-			-	-	0	0	0	-
1	2				0		1		1				0	٦	0	2	0	3
8	8				0		1		1	_			0	0	0	6	0	9
1 2	3				0				0				0	1	0	2	0	3
1	2			H	0	Н			0				0	٢	0	-	0	2
52 33 163 0	248	2 43	0	0	45	0	0 19	3	22	1	0	0	6 7	25	16	182	6	322
22 94	123	0 30			30		0 7		8	0	0		9 9		25	101	7	167
45 11 69 0	125	2 13	0	0	15	0	0 12	2	14	1	0	0	0 1	48	24	8.1	2	155

「施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都 道府県から指定都市・中核市への移譲」について

### 1 提案内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府 県から指定都市・中核市へ移譲することを求めるもの

### 2 基礎情報

(1) 待機児童の状況(単位:人)

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
4月1日時点	4 8	4 9	0	0	0	1 3 6	2 9
10月1日時点	1 1 1	1 5 6	9 3	7 8	8 5	2 8 1	

### (2) 保育士不足の状況

保育士の有効求人倍率(厚生労働省栃木労働局調べ※平成28年3月末時点)

地域	求人倍率
栃木県	2. 23倍
宇都宮市	2. 59倍

### (3) 保育士確保対策

栃木県と共同で「とちぎ保育士・保育所支援センター」を設置し、県が保有する保育士登録情報を活用しながら、潜在保育士を中心に、保育士に特化した就職相談や就職あっせん、再就職支援等に取り組んでいる。

### (4) 認定事務を行う事業所数

左 莊	民間加		<b>收善費</b>	処遇改善等加算		
年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
施設数	6 2	6 6	7 0	8 9	109	

- ※ 平成26年度までは「民間施設給与等改善費」として,運営費の支弁対象施設が 対象
- ※ 平成27年度からは「処遇改善等加算」として、施設型給付費等の給付対象施設 が対象

### 3 支障事例・制度改正の必要性

- ・ 新制度施行前(平成26年度)までは、「民間施設給与等改善費」として処遇改善 を実施しており、当該加算率の認定に関する事務権限は都道府県のほか指定都市・中 核市が有していた。
- ・ 新制度施行後(平成27年度)からは、施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」 として処遇改善を実施しており、当該加算率の認定に関する事務権限は全て都道府県 に移行した(市町村が取りまとめて都道府県に提出)。
- その結果、認定までの期間が新制度施行前と比較して長期化している(別紙参照)。
- ・ 年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応しているが、施設・ 事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留 保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払い にこれまで以上の遅れが生じている。
- ・ なお、施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」以外の加算の認定に関する事務権 限については、市町村が有している。
- ・ 保育士の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払う ことが必要となっている。

### 4 制度改正による効果

- ・ 都道府県による認定作業を経由しないため、認定までの期間が現行と比較して約4 か月程度短縮できる(別紙参照)。
- ・ 概算給付の期間が短縮されるため、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から 本来の賃金を支払うことができる。

(約4か月の短縮) 通知 (県⇒市) 事業者へ 認定通知 絍 11月 温 認定事務 10月 提出(市→県) 日6 事業者へ 認定通知 加算率の算定 事業者へ 認定通知 8月 概算給付期間(4月~11月) 7月 通知 (県⇒市) 加算率の算定・認定 加算率の算定・認定 6月 「処遇改善等加算」の加算率の認定に係るスケジュール 概算給付期間(4月~7月) 概算給付期間(4月~7月) 5月 通知 (国⇒市) 4月 • 中核市指定都市 • 中核市指定都市 · 中核市指定都市 都道府県 都道府県 都道府県 (新制度施行前)平成26年度 平成27年度 提案実現後

17